

令和6年8月22日

会員施設 施設長 様
事務長 様

公益社団法人
日本重症心身障害福祉協会
理事長 児玉 和夫

「マイナンバーカード作成とその利用について」のアンケート結果

標記アンケートに関しましては、診療報酬及び障害福祉サービス等報酬の申請時期に重なる中で70施設にご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。ご多忙を極める中でのアンケートへのご協力は、関心の高さと課題の大きさを示しているように感じた次第であります。

このアンケートにおいて、国が進めるマイナンバーカードの取得に関して、重症心身障害施設にて生活される方々が所持されることについての様々な課題が示され、その一方で解決策を導き出された施設も存在することが判明しました。

このような状況を下記及び別添に取りまとめご報告申し上げます。

まとめ方は、設問の中で数値化できるものについては、数字でお示しし、記述部分につきましては施設ごとの実状の違いがあることと、他の施設を参考にされる希望もお有りのことと考えますので、別添エクセル表にて各施設の全ての回答を設問順にて掲載しますので、状況をご覧いただきたいと思っております。施設・法人名につきましては、忌憚のない意見をお書きの施設もありますので伏せさせていただきます。

なお、提出されたご意見の中には、「福祉施設・支援団体の方向け マイナンバーカード取得・管理マニュアル Ver.2」に収録されている内容もありますので、改めてご覧いただきたいと存じます。

記

1. 入所ご利用者のマイナンバーカード作成への取り組みの状況は、「① 始めている」と回答した施設は11施設、「② 計画している」と回答した施設は5施設、「③ まだ検討していない」と回答した施設は13施設、「④ 予定はない」と回答した施設は8施設、「⑤ 家族が独自に作成しており、施設は協力をしている」と回答した施設は33施設となっています。

2. 自治体からの出張申請に関してお尋ねした結果は、「① 知っていた」と回答した施設は59施設、「② 知らなかった」と回答した施設は11施設となっています。
3. 既に作成を始めている施設に、その方法や問題点等についてお尋ねした結果は、
- ① 家族が入所者を行政の窓口連れて行って作成
 - a. 施設は同行や介助などで支援した、はゼロ
 - b. 施設は関与せず、が6施設
 - ② 写真撮影などで協力した」と回答したのが32施設、
 - ③施設に自治体担当者が来て作成してもらった（依頼中も含める）
個別の利用者についてが1施設、何名かまとめて依頼が10施設
 - ④その他の方法（具体的に教えてください）」では、「健康保険証がマイナンバーカードを基本とする仕組みへ移行されるお知らせを作成し、毎月の請求書に同封して早期作成を促していく。」などの回答が寄せられています。
- (2)「作成過程で出てきた問題点 改善点 今後の取り組み方 などがあれば教えてください」では、
- 顔写真撮影の条件が厳しく適応困難という意見が多くありました。施設が所在する自治体以外に住所地を持つ方の対応に調整を要するという報告もありましたが、自治体間の調整協力ができそうなどところもあるようです。作成したカードのお預かり方法の問題も指摘されています。
4. 「これから実施という施設」にお尋ねした結果は、現時点で方針を決めていない所が多く、特に、マイナンバーカードの管理方法を決めかねているところが多く見受けられます。詳細は、別添の一覧表をご覧ください。
5. マイナンバーカード作成に関与する際の対象者をお尋ねした結果は、「①対象は入所利用者のみ」と回答した施設は62施設、未回答が8施設となっています。設問は、通所利用者や外来利用者についても対象にしているか、ということをお尋ねしたのですが、基本的には入所の利用者のみようです。
6. 現在所持されているマイナンバーカードを医療保険証としての使用についてお尋ねした結果は、「① いる」と回答した施設は37施設、「② いない」と回答した施設は28施設、「③ 使用できない」と回答した施設は1施設となっています。
- ただしこの設問には問題があり、外来受診利用者等と入所利用者を分けていませんでした。「利用している」の37施設のほとんどは外来等での利用と推測されます。この場合も、施設の外来部門で使ってもらっている、というのと、入所者が他の医療機関を受診したときに使用、と分かれていますが、設問ではそれらを分けていなかったため、ここでの回

答の分析は不確かなものになります。申し訳ありませんでした。

7. 医療保険証として使用困難な場合の原因等についてお尋ねした結果は、「個人情報管理の基本に触れるなどの理由で施設で預かっていなかったり、障害者医療証などとのつながりが不十分で使いにくい」、といった回答があり、「資格確認証で対応できるのではないか」といった意見も多くみられました。詳細は、別添の一覧表をご覧ください。
8. その他の項目については、前述の7.と同様、「マイナンバーカードを施設で保管・管理することに対して」の疑問や不安についての回答が多く見受けられます。詳細は、別添の一覧表をご覧ください。

【コメント】

多くのご回答ありがとうございました。ご心配、ご指摘の中で、

- 個人情報管理に問題があり、カードを施設で預かって良いものか、暗証番号を覚えてもらっておいて良いものか？
- 障害者医療証などとの紐付けがないので非常に不便

といったご声が多くみられています。

写真による顔認証を行いたいが、機器による認証は困難、という場合は、冒頭にご紹介したマニュアル Ver. 2 では、医療機関・薬局の職員による目視の本人確認の方法があるとされています。ただ手間がかかるようです。

撮影時の条件の厳しさは残りますが、対応は自治体により多少異なるようです。

障害者医療証などとの関係は、現状でも保険証とは別に提示することになってはいますが、マイナンバーカードになれば便利になる、とは言えないということでしょう。

入所施設所在地と同じ自治体に住所がある入所者か否かで、別々に対応を依頼しなければならないか、という点では回答の中にありましたが、便宜を図ってもらえるところもあるようです。

いろいろ問題があるため、今はマイナンバーカードの医療保険証としての使用は行わず、資格確認書を用いる（有効期間は5年間）、という施設がかなりありました。

重症心身障害福祉協会としては、こうした状況について関係諸機関にお伝えし、相談していきたいと考えています。皆様からも新しい情報があればお伝えください。

改めて ご協力ありがとうございました。